## 附 則 [平成二十一年十二月二十八日政令第三百四号]

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

# 附 則 〔平成二十二年四月九日政令第百二十一号〕

この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則 〔平成二十二年六月二十三日政令第百五十四号〕

この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

## 附 則 〔平成二十三年四月八日政令第九十八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則 〔平成二十三年五月十八日政令第百四十一号〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

## 附 則 〔平成二十三年十二月二十六日政令第四百十六号〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第三の二の改正規定は、同年二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。